

# 舞鶴市配偶者等からの暴力の防止及び 被害者の保護・自立支援に関する計画

## 第2次舞鶴市DV対策基本計画

令和2年4月

舞鶴市



## はじめに

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス(DV)）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会実現の妨げとなっています。

また、DVは、直接の被害者のみならず、その家庭環境の中で育った子どもに対して心身の成長・発達に深刻な影響を及ぼすと言われていています。

舞鶴市では、「舞鶴市男女共同参画推進条例」及び「舞鶴市男女共同参画計画（まいプラン）」に基づき、平成26年度に「舞鶴市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」を策定し、DVの防止及び被害者の保護並びに自立支援を行ってきました。

近年は、市民からのDV被害相談が激増する中、児童虐待が重複しているような複雑で重篤な案件も増えていることから、関係機関が緊密に連携し、総合的かつ効果的な支援を行うことが必要となっています。

また、「デートDV」と呼ばれる交際相手等からの暴力をはじめとした若年層が被害を受けるケースなど新たな課題も生じています。

第2次計画においては、これまでの取組みの成果や課題、社会情勢の変化を踏まえ、DV防止の啓発を強化するとともに、被害者やその家族が安心して相談できるワンストップの相談窓口を設置し、関係機関がより連携して、相談から保護・自立まで切れ目のない支援ができる体制を構築します。

今後とも、人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向け、取組んでまいりますので、皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

あとになりましたが、本計画の策定にあたり、多大なお力添えをいただきました舞鶴市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました全ての皆様並びに関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和2年4月

舞鶴市長 多々見 良三

## 目次

I	基本的な考え方	1
	1. 計画策定の趣旨	
	2. 計画の位置付け	
	3. 計画の期間	
II	策定の視点	4
	1. 暴力を許さない社会の実現	
	2. 被害者の状況に応じた継続的な支援の実施	
	3. 社会情勢の変化に応じた対策	
	4. 関係機関等との連携協力体制の強化	
III	現状	5
	1. 取組の経緯	
	2. 本市のDV相談の状況	
	3. 市民のDVについての意識	
IV	計画の体系	17
V	計画の内容	18
	基本目標1 暴力を許さない意識づくりの推進	18
	主要施策(1) DV防止に向けた市民・事業所等への啓発	
	主要施策(2) 子どもや若い世代への教育・啓発	
	基本目標2 DVに気づく環境づくり	20
	主要施策(1) 暴力に苦しむ被害者に向けた情報提供	
	主要施策(2) 被害者を理解し、孤立させないための気づきの促進	

基本目標3 総合的な相談・保護体制の充実・・・・・・・・・・22

- 主要施策(1) 相談体制の充実・強化
- 主要施策(2) 相談に関する関係機関との連携
- 主要施策(3) 緊急時における被害者等の安全確保
- 主要施策(4) 被害者等の情報管理の徹底
- 主要施策(5) 保護命令に関する支援

基本目標4 自立のための継続的支援体制の確立・・・・・・・・・・25

- 主要施策(1) 被害者への自立に関する支援
- 主要施策(2) 被害者への心理的な支援
- 主要施策(3) 被害者の子どもに関する支援

基本目標5 関係機関との連携強化・・・・・・・・・・27

- 主要施策(1) 市における体制の整備
- 主要施策(2) 関係機関、関係団体との連携・協力
- 主要施策(3) 職員等に対する研修
- 主要施策(4) 調査・研究の推進
- 主要施策(5) 苦情処理体制の整備

参考資料・・・・・・・・・・30

1. 相談機関一覧
2. 計画の策定経過
3. 舞鶴市男女共同参画審議会委員名簿
4. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
5. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要）
6. 舞鶴市男女共同参画推進条例

# I 基本的な考え方

## 1. 計画改定の趣旨

### ◆配偶者等からの暴力に対する基本的考え方

配偶者や交際相手（以下「配偶者等」という。）からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。被害者の多くは女性であり、その背景には家庭や職場等社会における男女の固定的な役割分担、経済力の格差等、男女が置かれている状況や過去からの女性差別の意識の残存があるとされ、男女共同参画社会実現の妨げとなっています。また、DVの多くが家庭内で行われることから潜在化し被害が深刻化しやすいという傾向があり、さらには、子どもの目の前でされるDVは子どもの脳に悪影響を与え、心身の成長と人格形成に重大な影響を与えていると言われています。

さらに、交際相手からの暴力、いわゆるデートDV（※1）も許されない行為です。特に若年層ではSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の急速な広がり等により、被害の形態も多様化しています。

このような状況を改善するためには、配偶者等からの暴力を防止し、被害者の保護・自立支援に向けた取組や子どもを含む同居者等への総合的支援が必要です。

また、市民一人ひとりがDVは誰にでも起こりうる問題であるという認識を持ち、DVを容認しない社会環境づくりが求められています。

本市では、2014年度（平成26年度）に「舞鶴市男女共同参画推進条例」を制定、男女共同参画を阻害する暴力的行為の根絶を目指すことを明記する中で、「舞鶴市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（以下「舞鶴市DV対策基本計画」という。）を策定し、DVの防止及び被害者の保護並びに自立支援を行ってきました。

本計画は、これまでの取組の成果や課題、社会情勢の変化を踏まえ、新たに配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画として改定するものです。

### ◆（参考）国・京都府の動き

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の

我が国の社会を決定する最重要課題として、1999年（平成11年）6月に制定された男女共同参画社会基本法（以下「基本法」という。）の前文に位置付けられています。

基本法では、基本理念に男女の人権の尊重を掲げておりますが、これを踏みにじるものとして、配偶者等からのDVの存在があります。

国においては、2001年（平成13年）4月に、DVの防止及び被害者の保護を図ることを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（※2）」（以下「配偶者暴力防止法」という。）が制定され、2004年（平成16年）12月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（※2）」（以下「基本方針」という。）が定められました。

2007年（平成19年）7月の配偶者暴力防止法の一部改正では、市町村における基本計画の策定が努力義務とされ、2013年（平成25年）7月には、これまで法律の対象とされていなかった生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象とされました。

京都府においては、2019年（平成31年）3月に策定された「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」（第4次）（以下「京都府DV計画」という。）に基づき、DVの防止と被害者の適切な保護及び自立支援にかかる総合的な施策を推進することとしています。

#### ◆改定の趣旨

2015年（平成27年）3月に策定した「舞鶴市DV対策基本計画」（計画期間2015年度（平成27年度）～2019年度（令和元年度））の改定にあたっては、現計画を基本に、被害者自身や周囲による被害への気づきを促進し、地域における身近な相談から保護・社会的自立までの切れ目のない支援の推進を図り、DVを容認しない社会の実現を目指すものです。

---

（※1）デートDV

交際中のカップルの間で起こる暴力のこと

（※2）「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」

平成25年7月の法律の一部改正により、これまで対象とされていなかった生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象とされ、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」というように、『等』を加えた名称に改められました。

## 2. 計画の位置付け

本計画は、配偶者暴力防止法第2条の3第3項に基づく本市の基本計画として策定するものです。併せて「舞鶴市男女共同参画推進条例」の基本理念を踏まえた計画として位置付けます。さらに、京都府DV計画を勘案した上で、本市におけるDV対策の基本的方向及び今後の取組を示すものです。

## 3. 計画の期間

本計画の期間は、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの5年間とします。

ただし、計画期間内であっても、「配偶者暴力防止法」及び「基本方針」の改正や社会情勢の変化等により、新たに計画に盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じ見直すこととします。



## Ⅱ 策定の視点

### 1. 暴力を許さない社会の実現

DVは単なる家庭内の問題ではなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて世代を問わず広く市民の理解を深め、DVを防止し、暴力を許さない社会の実現を目指し、市民が日々安心して暮らせるまちづくりを進めます。

### 2. 被害者の状況に応じた継続的な支援の実施

被害者の安全確保を最優先とし、被害者が抱える個別の状況・ニーズに即して、プライバシーに十分配慮しつつ、早期の相談・保護から社会的な自立に至るまでの継続的な支援を推進します。

DVは直接の被害者のみならず、家族、特に子どもに対して深刻な影響を及ぼすことから、必要に応じ子どもや家族への総合的な支援を進めるため、被害者等の実情・課題に応じた支援体制を確立します。

### 3. 社会情勢の変化に応じた対策

ネット社会の急速な進展など社会情勢が変化する中、暴力事象の様態も変化し、デートDVや児童虐待、ストーカー、リベンジポルノ<sup>(※3)</sup>等関連する事象の多様化や増加がみられることから、関係課が連携し、防止対策や支援策を講じます。

### 4. 関係機関等との連携協力体制の強化

被害者支援には、豊富なノウハウを持つ関係機関・関係団体との連携・協力が不可欠であり、また、被害者の安全確保のためには、市町村の行政区域を越えた広域対応も必要です。生命を脅かす重大事案や多様なDV関連事象の発生に鑑み、警察、教育機関、医療機関、関係団体等との連携及び情報共有を図り、被害者の保護から自立までのより円滑な支援ができるよう、連携協力体制を強化します。

---

(※3) リベンジポルノ

元交際相手が別れた腹いせ等の仕返しに、被害者となる人の裸の写真や動画を相手に無断でインターネット上等に公開すること

## Ⅲ 現 状

### 1. 取組の経緯

本市では、「舞鶴市男女共同参画計画（まいプラン）」に基づき、DV防止に関する啓発や被害者支援について様々な取組を行ってきました。

2014年度（平成26年度）の「舞鶴市男女共同参画推進条例」の制定を契機に「舞鶴市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」を策定し、暴力を許さない社会づくりやDV防止に向けた啓発事業及び被害者の保護並びに自立支援を行ってきました。

#### 【第1次計画の取組概要】

##### ① 基本目標1 DVをなくすための啓発の推進

「広報まいづる」への男女共同参画情報「かがやき」の掲載、啓発リーフレットの作成・配布、「女性に対する暴力をなくす運動（11/12～11/25）」期間にあわせた街頭啓発やDV防止啓発セミナー等の実施に取り組んできました。

##### ② 基本目標2 被害者の早期発見及び相談体制の充実

DV相談については、庁内関係課が連携し、被害者に寄り添った対応をするため、「DV対策連絡会議」を設置するとともに、「相談対応マニュアル」を作成し、意識の共有や情報共有を図り、相談時には、関係課が連携して対応を行っています。

また、フレアス舞鶴（舞鶴市男女共同参画センター）において、女性相談事業として電話相談・面接相談を実施し、暮らしの中で起こる様々な問題や悩みの相談に対応しています。

さらに、研修等によりこれらの相談を担当する職員のスキルアップも図ってきました。

##### ③ 基本目標3 被害者等の安全確保

被害者等への対応については、関係機関とも連携しながら安全を最優先にすることを心がけ、必要に応じ一時保護施設への入所支援や被害者の申出による住民基本台帳の閲覧の制限等の措置を行ってきました。

##### ④ 基本目標4 被害者の自立支援の充実

被害者の状況に応じて、関係課や関係機関と連携して各種福祉制度等の情報提供やその活用による支援をはじめ、一時避難先としての市営住宅の提供、離婚等についての法律相談の紹介等を行ってきました。

##### ⑤ 基本目標5 推進体制の充実

被害者への対応・支援を行う上では、庁内関係課が連携を図るとともに、必要に応じて京都府家庭支援総合センター、京都府北部家庭支援センターや舞鶴警察署等の関係機関とも連携を図ってきました。

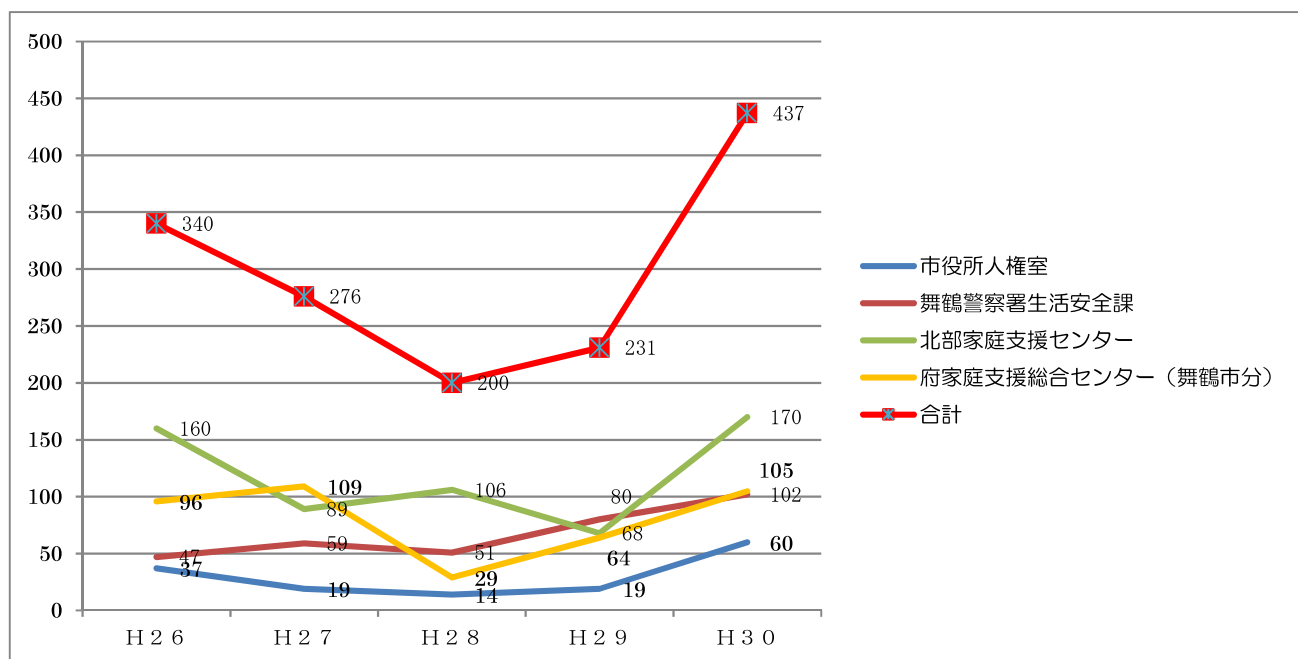
## 2. 本市のDV相談の状況

### 【相談件数の推移】

本市の窓口でのDV相談件数については、2014年度（平成26年度）37件、2015年度（平成27年度）19件、2016年度（平成28年度）14件と減っていましたが、2017年度（平成29年度）19件、2018年度（平成30年度）60件と急増しています。DV相談窓口は、市の他、警察署、配偶者暴力相談支援センター（※4）など複数あり、全体での舞鶴市民のDV相談延べ件数は、2018年度（平成30年度）は400件を超えている状況です。このことから、本市には、暴力による人権侵害は確実に存在し、まだ掘り起こされていない部分も多いと考えられます。

（延べ件数）

相談窓口		2014年度 (26年度)	2015年度 (27年度)	2016年度 (28年度)	2017年度 (29年度)	2018年度 (30年度)
舞鶴市 人権啓発推進室		37	19	14	19	60
舞鶴警察署 生活安全課		47	59	51	80	102
京都府北部家庭支援センター	舞鶴市民からの相談	160	89	106	68	170
京都府家庭支援総合センター	舞鶴市民からの相談	96	109	29	64	105



【一時保護（※5）、保護命令（※6）の状況】

一時保護の件数の推移をみると本市では 1 件または 2 件で推移しており、概ね横ばいです。保護命令の件数については、本市では 2、3 件で推移しています。

舞鶴市民	〔件数〕				
	2014 年度 (H26 年度)	2015 年度 (H27 年度)	2016 年度 (H28 年度)	2017 年度 (H29 年度)	2018 年度 (H30 年度)
一時保護	0	2	1	2	1
保護命令	2	3	3	2	3

.....

（※4）配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターは、配偶者暴力防止法に基づき、各都道府県等に設置された被害者支援の中心的な役割を担う機関です。京都府内では、「京都府家庭支援総合センター」「京都府南部家庭支援センター」「京都府北部家庭支援センター」「京都市DV相談支援センター」があります。

（※5）一時保護（加害者から逃れたい被害者を一定期間、施設において保護する制度）

被害者本人の意思に基づき、①適当な寄宿先がなく、その者に被害が及ぶことを防ぐため、緊急に保護することが必要であると認められる場合、②一時保護所での短期間の生活指導、自立に向けた援助が有効であると認められる場合、③心身の健康の回復が必要であると認められる場合に、配偶者暴力防止法第3条第3項及び第4項により、婦人相談所において、又は社会福祉施設等に委託して、一定期間、被害者を保護する制度です。

（※6）保護命令（加害者が被害者に近づけないようにする命令）

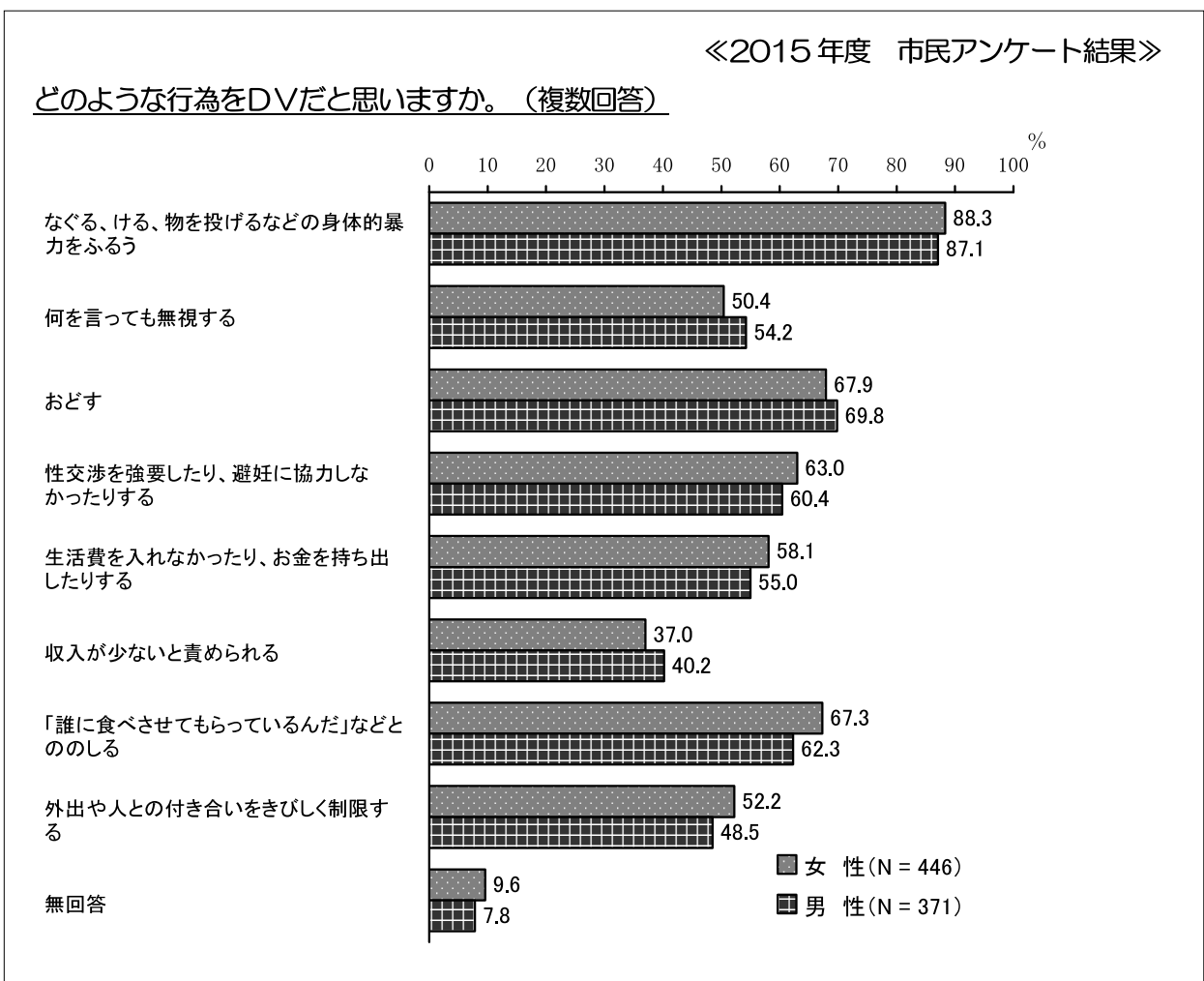
配偶者等からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者からの身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、地方裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者に対し保護命令を発します。保護命令には、被害者等への接近禁止命令、被害者への電話等禁止命令、退去命令の3種類があります。

### 3. 市民のDVについての意識

2011年度（平成23年度）と2015年度（平成27年度）に行った「男女共同参画に関する市民アンケート（※7）」において、市民のDVに対する意識調査を行っています。

#### 【1. DVに対する認識】

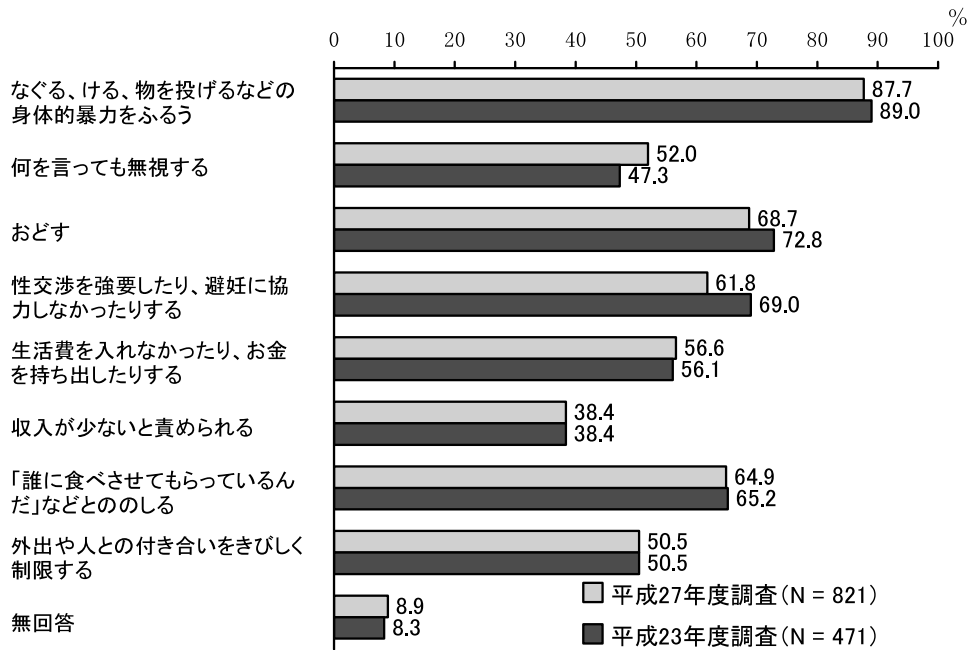
「夫（妻）又は親しい恋人等から受ける行為のうち、DVだと思うのはどれですか」という問いに対し、「なぐる、ける、物を投げる」といった身体的暴力については、女性は、88.3%、男性は87.1%と、約9割の人がDVと回答していますが、2011年度と同様、経済的、精神的、社会的な暴力等はまだまだ十分にはDVとして捉えられていないことから、DVの認識も含めた啓発をさらに進めていくことが必要であると思われる。



#### （※7）男女共同参画に関する市民アンケート調査

2011年度（平成23年度）、2015年度（平成27年度）に満18歳以上の市民を対象として男女共同参画に関するアンケート調査を実施。（2011年度は1,500人、2015年度は2,000人を対象）  
 2011年度の回収数は471（内訳：女性255、男性210、不明6）で、回収率は31.4%。  
 2015年度の回収数は821（内訳：女性446、男性371、不明4）で、回収率は41.1%

## 2011 年度市民アンケート結果との比較



### ◆参考 DVの形態

DVには、身体的暴力以外にも様々な暴力の形態があります。

#### 身体的暴力

- なぐる、ける
- 物を投げつける、髪を引っ張る
- 刃物などを突きつける

#### 経済的暴力

- 生活費を渡さない、お金を取り上げる
- 就職や仕事を続けることを妨害する

#### 精神的暴力

- 大声で怒鳴ったり、おどしたりする
- 人前で侮辱的、差別的発言をする
- 無視する

#### 社会的暴力

- 交友関係や電話を細かく監視する
- 外部との接触を制限する

#### 性的暴力

- 性的行為を強要する
- 避妊に協力しない
- 見たくないポルノビデオや雑誌を見せる

#### 子どもを利用した暴力

- 子どもの前で暴力を振るう
- 子どもに危害を加えたとおどす

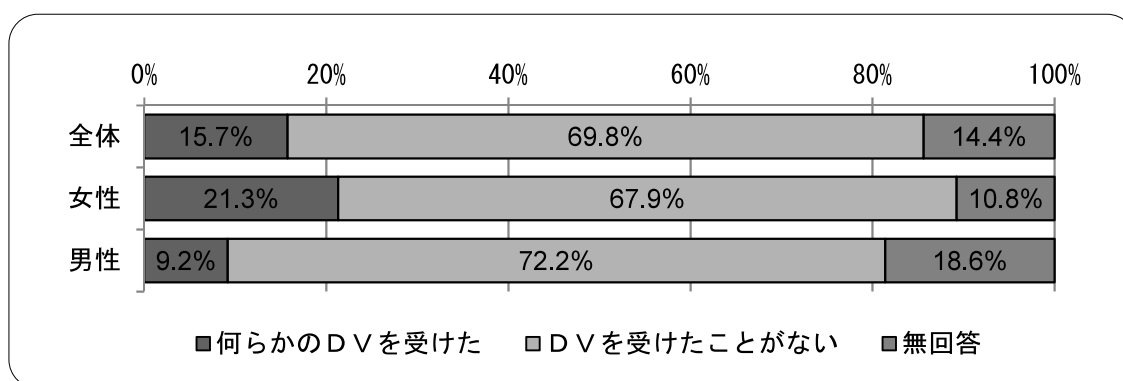
## 【2. DV経験の状況】

DVを受けた経験については、女性では約2割の人が「受けたことがある」と回答しており、実に5人に1人はDV被害者ということになります。

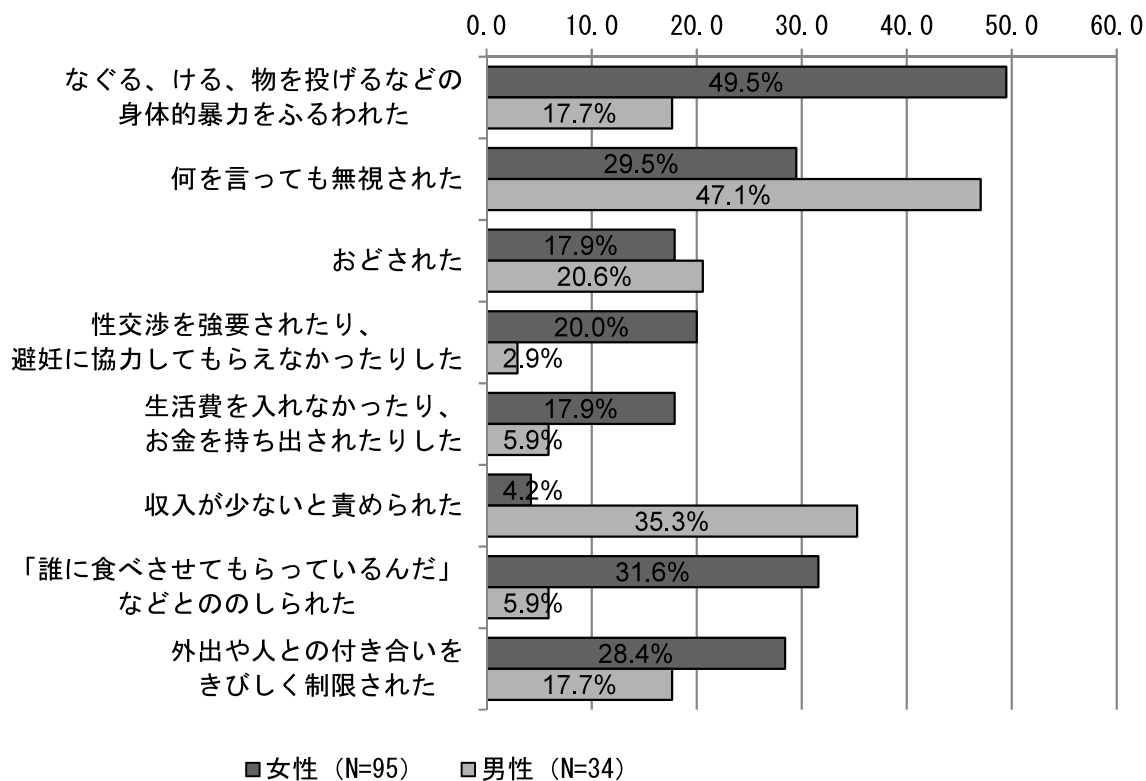
「受けたDVの種類」については、女性では「なぐる、ける、物を投げる」といった身体的暴力が約5割と最も多いのに対し、男性では「無視された」「収入が少ないと責められた」という精神的暴力が多くなっています。また2011年度と比較して、身体的暴力は減っていますが、精神的暴力は増えています。

《2015年度 市民アンケート調査をもとに作成》

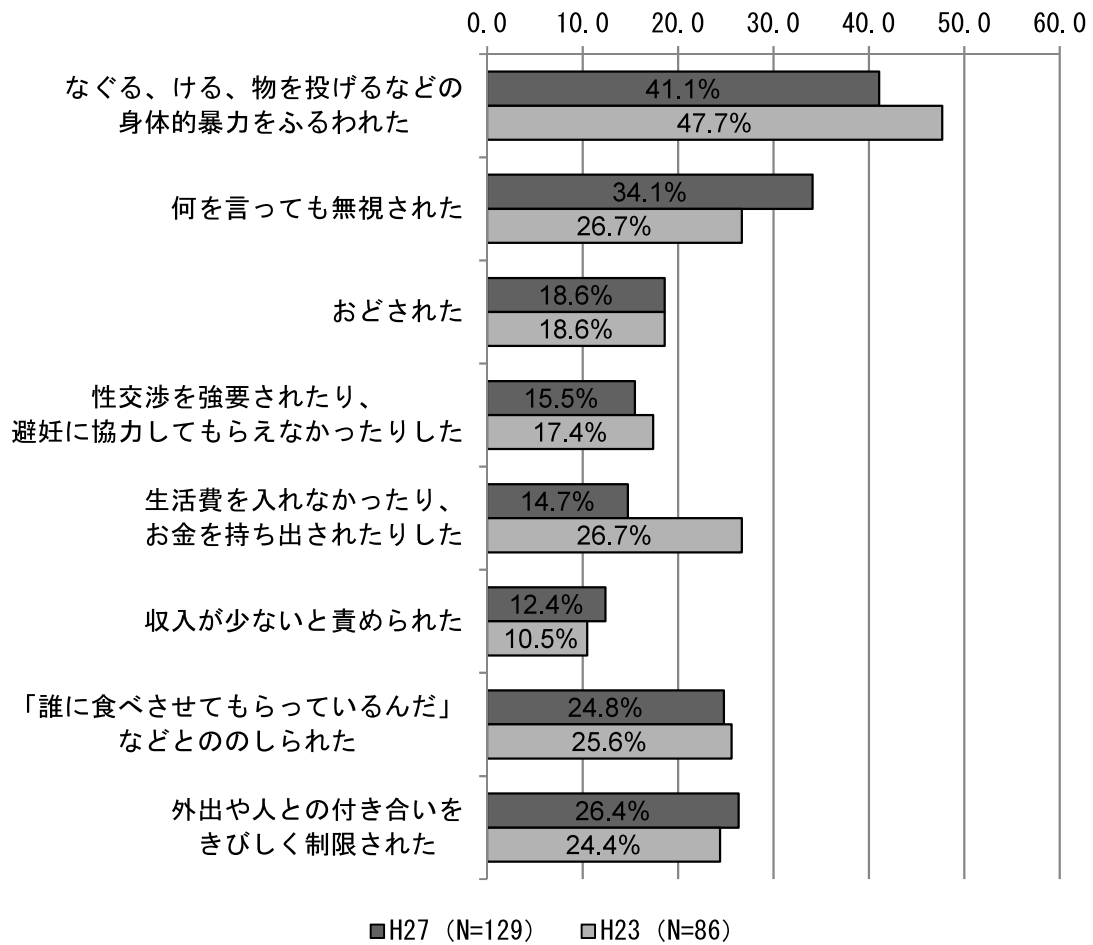
### 何らかのDVを受けた経験がある人の割合



### 受けたDVの種類（複数回答）



## 2011 年度市民アンケート結果との比較

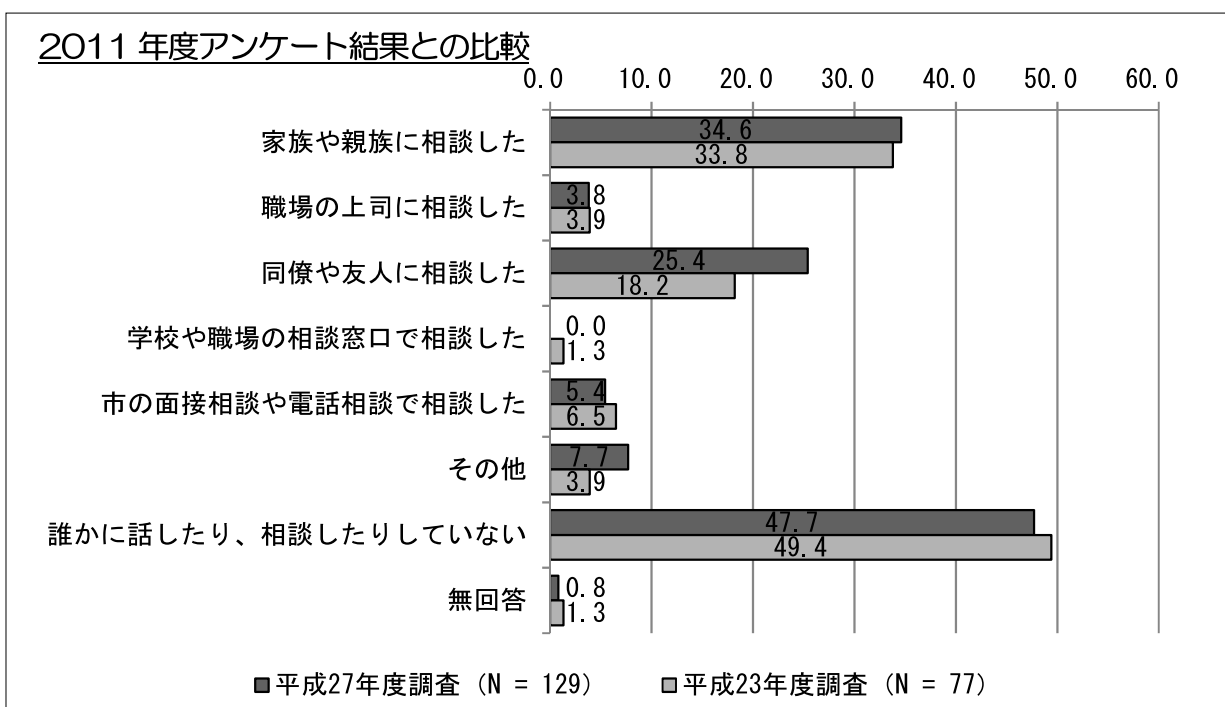
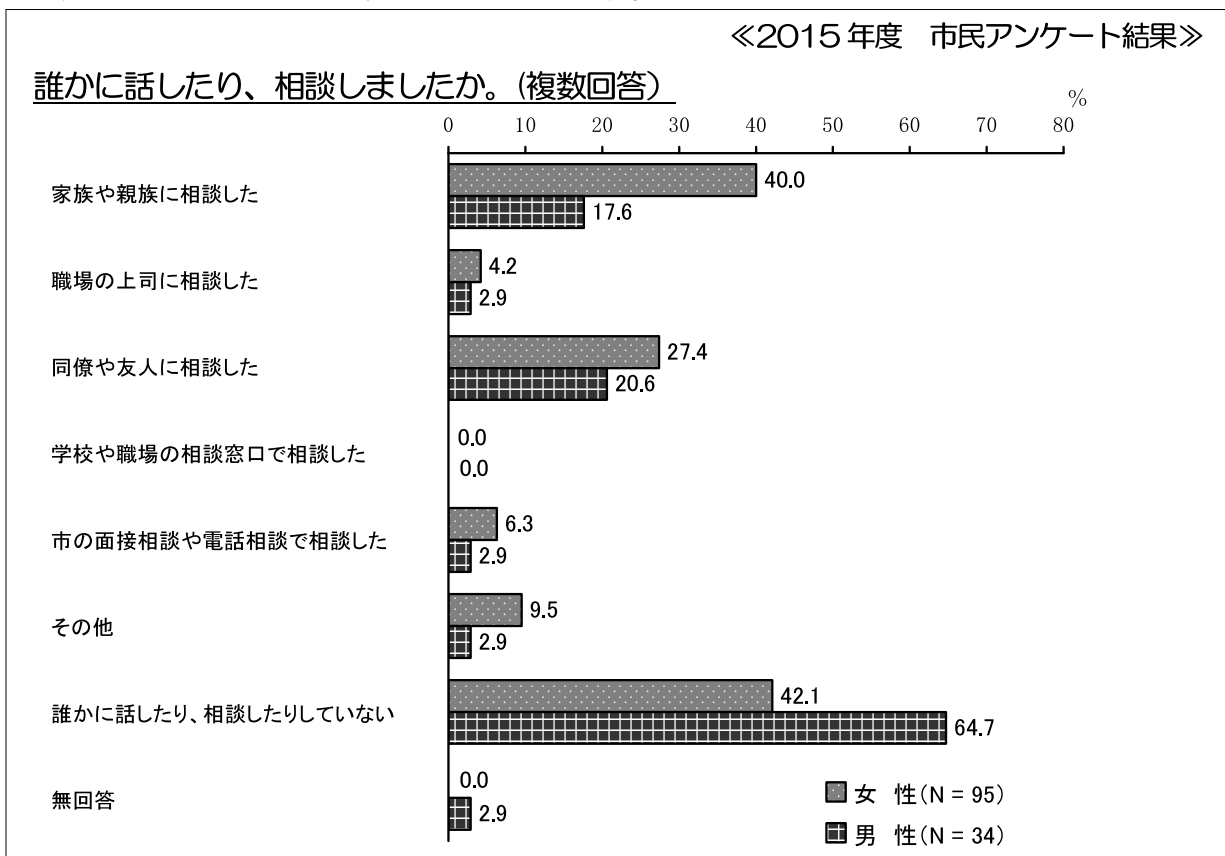




### 【3. 被害者の相談状況】

被害者に「DVを受けていることを誰かに話したり、相談しましたか」の問いには、女性・男性とも「誰にも話したり、相談したりしていない」の割合が最も高く、その割合は女性42.1%に比べ、男性64.7%と、男性が高くなっています。

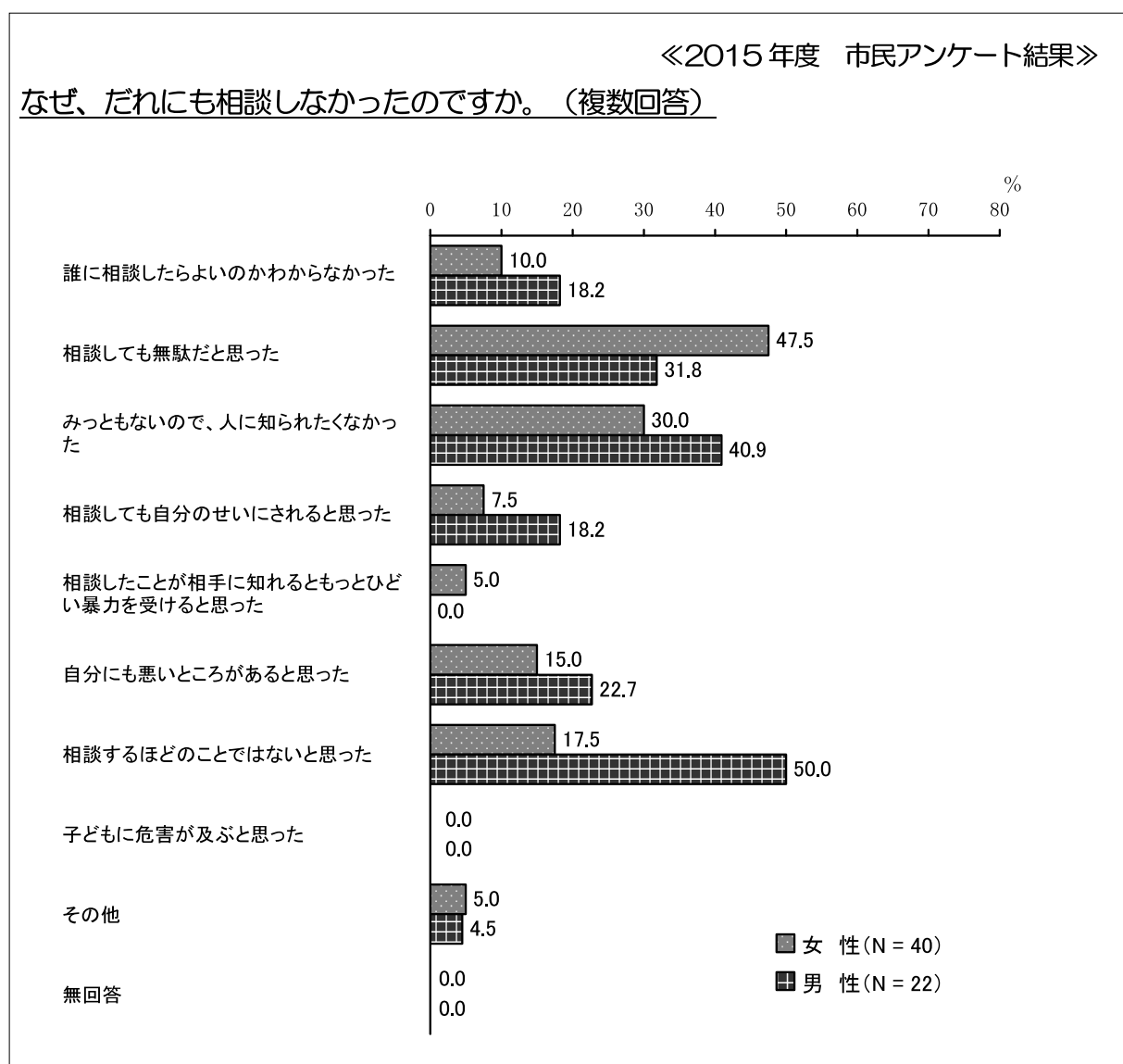
2011年度と比較すると、「同僚や友人に相談した」の割合が増加しています。しかし、「市の面接相談や電話相談で相談した」人は5.4%にとどまっており、相談機関につながっていない状況がうかがえます。



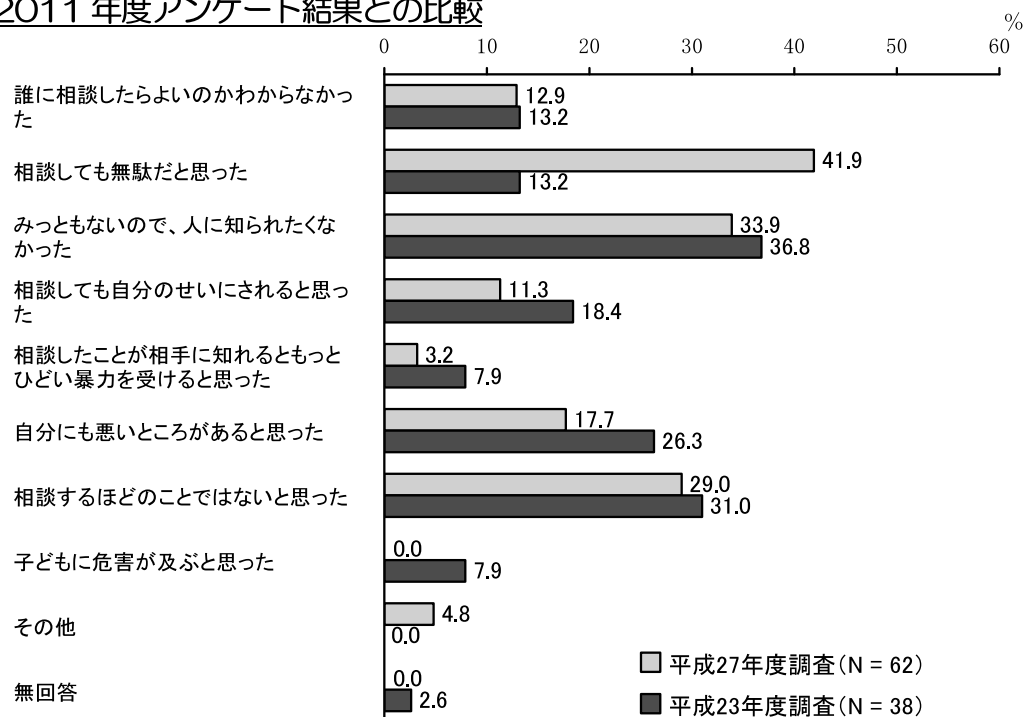
#### 【4. 相談しなかった理由】

「なぜ相談することができなかったのですか」の問いには、男性では「相談するほどのことではないと思った」が50.0%に対し、女性では「相談しても無駄だと思った」が47.5%で最も多く、次いで「みっともないので、人に知られたくなかった」と、人に相談することを諦め、ひとりで悩んでいる状況がうかがわれます。

また、2011年度と比較すると、「相談しても無駄だと思った」の割合が増加しており、被害者に寄り添った相談窓口・体制の周知や被害者が相談しやすい環境づくりが必要であると思われます。



## 2011 年度アンケート結果との比較

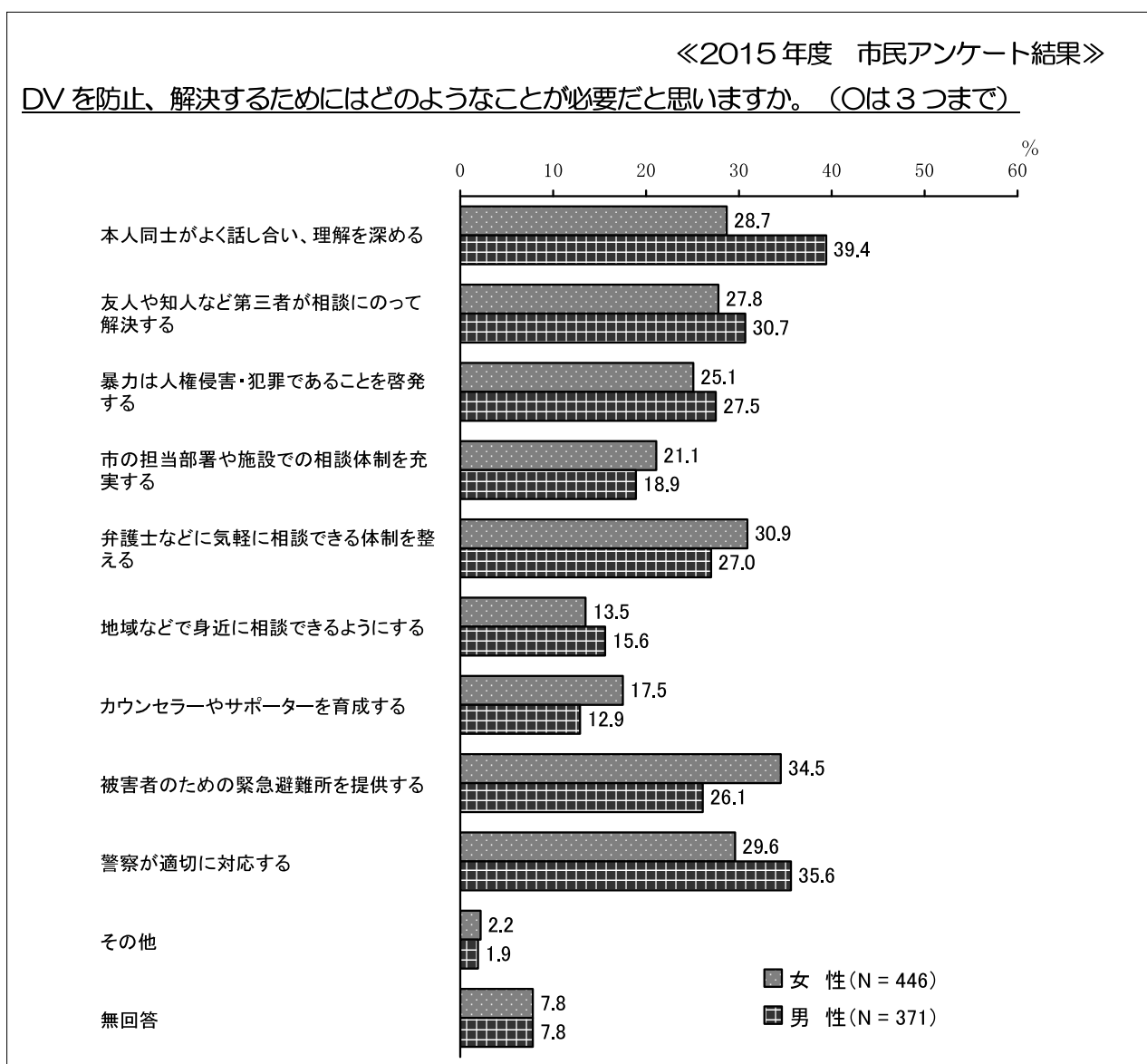


## 【5. DV防止、解決の方策】

「夫（妻）又は親しい恋人等からの暴力を防止・解決するためにどのようなことが必要だと思いますか」の問いには、男性の回答で最も多いのが「本人同士がよく話し合い、理解を深める」でした。DVが本人同士の話し合いで容易に解決できる問題ではないということが理解されていないことが分かります。

一方、女性は「被害者のための緊急避難所を提供する」「弁護士などに気軽に相談できる体制を整える」の回答が多くありました。女性は、DV被害を実際に受けた後の支援をまず望んでいる傾向にあります。

男女問わず、「警察が適切に対応する」も多く、DVを正しく理解するための啓発を図るとともに、緊急時に備えて、安心・安全の提供と確保が必要と思われます。



## 2011 年度アンケート結果との比較

